第四十条の四の二の次に次の一条を加える。

（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）

**第四十条の四の三**　法第七十条の二の二第一項に規定する政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。）、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫並びに貯金の受入れをする農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会とする。

2　法第七十条の二の二第一項に規定する金銭に類するものとして政令で定めるものは、公社債投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託のうち、その信託財産を公債又は社債（会社以外の法人が特別の法律により発行する債券を含む。）に対する投資として運用することを目的とするもので、株式又は出資に対する投資として運用しないものをいう。）の受益証券であつて財務省令で定めるものとする。

3　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　受託者、信託受益権、銀行等、営業所等、金銭等又は金融商品取引業者　それぞれ法第七十条の二の二第一項に規定する受託者、信託受益権、銀行等、営業所等、金銭等又は金融商品取引業者をいう。

二　教育資金、教育資金管理契約、受贈者、教育資金非課税申告書、非課税拠出額又は取扱金融機関　それぞれ法第七十条の二の二第二項に規定する教育資金、教育資金管理契約、受贈者、教育資金非課税申告書、非課税拠出額又は取扱金融機関をいう。

三　追加教育資金非課税申告書　法第七十条の二の二第四項に規定する追加教育資金非課税申告書をいう。

四　領収書等　法第七十条の二の二第七項に規定する領収書等をいう。

五　教育資金非課税申告書等　教育資金非課税申告書及び追加教育資金非課税申告書をいう。

六　贈与者　受託者との間の教育資金管理契約に基づき法第七十条の二の二第一項に規定する個人を受益者とする信託をした当該個人の直系尊属又は同項に規定する個人に対し教育資金管理契約に基づき預金若しくは貯金の預入若しくは有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。）をした当該個人の直系尊属をいう。

4　贈与者からの書面による贈与により金銭又は金銭等の取得をした受贈者は、当該取得後二月以内に、教育資金管理契約（法第七十条の二の二第二項第二号ロ又はハに係るものに限る。）に基づき、当該金銭を預金若しくは貯金として預入をし、又は当該金銭等で有価証券を購入しなければならない。

5　贈与者からの書面による贈与により第二項に規定する受益証券の取得をした受贈者が、当該取得後二月以内に、当該受益証券を当該受益証券の保管の委託がされている口座から教育資金管理契約（法第七十条の二の二第二項第二号ハに係るものに限る。）に基づき有価証券の保管の委託をする口座へ移管をした場合には、当該移管を同条第一項又は第四項の有価証券の購入とみなして、同条の規定を適用する。

6　法第七十条の二の二第二項第一号イに規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所その他これに類するものとして財務省令で定めるもの

二　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園（学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所を除く。）

三　学校教育法第一条に規定する学校若しくは同法第百二十四条に規定する専修学校に相当する外国の教育施設又はこれらに準ずる外国の教育施設として財務省令で定めるもの

四　独立行政法人水産大学校法（平成十一年法律第百九十一号）に規定する独立行政法人水産大学校、独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百十四号）に規定する独立行政法人海技教育機構の施設、独立行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百十五号）に規定する独立行政法人航空大学校及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）に規定する独立行政法人国立国際医療研究センターの施設

五　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に規定する職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校（職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発校及び職業能力開発促進センターにあつては、国若しくは地方公共団体又は同法に規定する職業訓練法人が設置するものに限る。）

7　法第七十条の二の二第二項第一号イに規定する入学金、授業料その他の金銭で政令で定めるものは、入学金、授業料及び入園料並びに施設設備費その他の文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭とする。

8　法第七十条の二の二第二項第一号ロに規定する教育のために直接支払われる金銭で政令で定めるものは、教育に関する役務の提供の対価、施設の使用料その他の受贈者の教養、知識、技術又は技能の向上のために直接支払われる金銭として文部科学大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。

9　法第七十条の二の二第二項第二号イ⑷に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　信託財産から教育資金の支払に充てた金銭に相当する額の払出しを受ける場合又は教育資金の支払に充てるための金銭の交付を受ける場合には、受贈者は受託者に領収書等を提出すること。

二　教育資金管理契約に基づく信託は、取消しができず、かつ、法第七十条の二の二第十項各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める日のいずれか早い日に終了すること。

三　教育資金管理契約に基づく信託の受益者は変更することができないこと。

四　教育資金管理契約に基づく信託の受益権については、その譲渡に係る契約を締結し、又はこれを担保に供することができないこと。

10　法第七十条の二の二第二項第二号ロ⑵に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　教育資金管理契約に係る預金又は貯金に係る契約は、受贈者が解約の申入れをすることができず、かつ、法第七十条の二の二第十項各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める日のいずれか早い日に終了すること。

二　教育資金管理契約に係る預金又は貯金については、その譲渡に係る契約を締結し、又はこれを担保に供することができないこと。

11　法第七十条の二の二第二項第二号ハ⑵に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　教育資金管理契約に係る有価証券の保管の委託に関する契約は、受贈者が解約の申入れをすることができず、かつ、法第七十条の二の二第十項各号に掲げる事由の区分に応じ当該各号に定める日のいずれか早い日に終了すること。

二　受贈者が有する有価証券の保管の委託に関する契約に係る権利については、譲渡に係る契約を締結することができないこと。

三　教育資金管理契約に基づいて保管される有価証券は、これを担保に供することができないこと。

12　受贈者が法第七十条の二の二第三項の規定により提出する教育資金非課税申告書又は同条第四項の規定により提出する追加教育資金非課税申告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該受贈者が追加教育資金非課税申告書を提出する場合において、既に提出した教育資金非課税申告書等に係る贈与者について第二号に掲げる書類を当該教育資金非課税申告書等に添付したときは、同号に掲げる書類を添付することを要しない。

一　信託又は贈与に関する契約書その他の信託又は贈与の事実及び年月日を証する書類

二　当該受贈者の戸籍の謄本又は抄本、住民票の写しその他の書類で当該受贈者の氏名、生年月日、住所又は居所及び贈与者との続柄を証する書類